

最高人民法院

「中華人民共和国公司法」の適用に関する若干問題の規定(四)

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年8月28日、最高人民法院は『中華人民共和国公司法』の適用に関する若干の問題についての規定(四)」(法积[2017]16号、以下本解釈)を公布しました。本解釈では、決議の効力、株主の知る権利、利益配当請求権、優先購入権、株主代表訴訟などの案件審理における法的な解釈を明確にしています。2017年9月1日より実施されます。

1. 政策の背景

2005年以降、会社法にかかる3つの司法解釈が公布されています。2005年に会社法が改定・公布された後、最高人民法院は「会社法司法解釈(一)」を發表し、新・旧会社法の適用における問題を解決しています。2008年、2011年にはそれぞれ、最高人民法院より「会社法解釈(二)」、「会社法解釈(三)」が公布されており、株主の出資にかかる問題、会社解散・清算にかかる問題案件の案件審理における法律適用の問題を解決しました。

近年、企業数の増加に伴って、企業管理・株主権利に関連するトラブル案件も年々増えており、企業案件全体の60%を占めるまでとなっています。本解釈の公布により、株主の権利に対する司法救済を強化し、法人の安定した経営と発展を促進することを狙いとされています。

会社法の整備は、国内外投資者の積極性、投資先の選択にも大きな影響を及ぼします。本解釈の公布において、参考となる法律の適用基準を示すことで、投資環境の更なる改善を図っています。

2. 政策の内容

本司法解釈において、①決議効力の瑕疵に関する訴訟制度の完備、②株主の情報取得権保護の強化、③株主の利益配当請求権の司法救済の完備、④株主の優先購入権、損害救済の規範化などに係る問題を整理しています。

①決議効力の瑕疵に関する訴訟制度の完備

内容	参考例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主総会あるいは董事会決議の不成立を主張する当事者に対し、人民法院が支持しなければならない状況を明確化 ✓ 原告は起訴時に株主資格を有していなければならないと要求 ✓ 株主総会、董事会決議が人民法院の裁判により無効或いは取消される場合、会社が当該決議に基づき、善意ある相手方と生じた民事法律関係は影響を受けない 	<p>合弁会社の一方の株主が、その他の株主に対し、一方的に決議し、本解釈に合致する状況であれば、法院に決議の不成立を主張でき、人民法院は支持しなければならない</p>

②株主法定の情報取得権への保護の強化

内容	参考例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社の元株主は会社資料閲覧を請求する起訴権を有する ✓ 会社の会計帳簿を閲覧する株主に不正な目的がある場合、会社は拒否権があり、公開範囲の設定が可能 ✓ 会社が会社定款・株主間の協議などをもって、株主の知る権利を剥奪することは不可 ✓ 株主の知る権利に関する職責を履行していない会社董事や高級管理者に損害賠償を請求可能 	<p>持分譲渡後に、元株主が持分所有期間の合法的な権益が損なわれていることを発見し、調査を行いたい場合、その持分保有期間の会社の特定資料を閲覧・複写することが可能</p>

③株主の利益配当請求権の司法救済の完備

内容	参考例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主が利益配当の決議を提出したにもかかわらず会社が配当せず、且つ配当未実施の理由が成立しない場合、人民法院はその会社に対して配当を行うことを請求できる ✓ 株主が利益配当の決議を提出していない場合、人民法院はその訴訟申請を却下する(違法に株主権利を濫用し、配当を行わず、その他の株主に損失を与える場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合弁企業の一方向の株主が利益配当決議を提出でき、人民法院の訴訟を通じて配当権益を得ることが可能(会社利益配当を行わない抗弁が不成立の場合) ➤ 利益配当決議がない場合、大株主の権力濫用を証明する必要有

④株主の優先購入権、損害救済の規範化

内容	参考例
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主が持分譲渡事項についてその他の株主の意見を徴収しない、あるいは詐欺、悪意ある結託などでその他株主の優先購入権を損害する場合、その他株主は同等条件での当該持分の優先購入を主張することが可能 ✓ 人民法院はその他株主による同等条件での優先購入権を判断する際、株式の数や、価額、支払方法、期限などの要因を考慮 ✓ その他株主の優先購入権行使期限は30日以内 ✓ 株主以外の譲受人が既存株主の優先買取権行使により契約上の目的を実現できない場合、譲渡人の民事責任を追及可能 	<p>合弁企業の一方向の株主が持分を譲渡する際、その他株主の優先購入権を侵害する場合(事前通知なし、詐欺、悪意ある結託などの状況)、その他株主は同等条件で当該持分を買取可能</p>

3. 企業への影響

本解釈の公布により、企業の決議や利益配当、持分の譲渡、企業情報の開示などの際に発生する各種問題の法的解釈が明らかになっています。各企業は、合弁パートナーと上記テーマでトラブルが発生した際、本解釈に記載されている法的解釈を参考にしながら対応していくことになります。引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

中国語原文	日本語参考訳
<p>最高人民法院《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定(四)》</p> <p>《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定(四)》已于2016年12月5日由最高人民法院审判委员会第1702次会议通过,现予公布,自2017年9月1日起施行。</p> <p>最高人民法院 2017年8月25日</p> <p>最高人民法院《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定(四)》法释〔2017〕16号</p> <p>为正确适用《中华人民共和国公司法》,结合人民法院审判实践,现就公司决议效力、股东知情权、利润分配权、优先购买权和股东代表诉讼等案件适用法律问题作出如下规定。</p> <p>第一条 公司股东、董事、监事等请求确认股东会或者股东大会、董事会决议无效或者不成立的,人民法院应当依法予以受理。</p> <p>第二条 依据公司法第二十二条第二款请求撤销股东会或者股东大会、董事会决议的原告,应当在起诉时具有公司股东资格。</p> <p>第三条 原告请求确认股东会或者股东大会、董事会决议不成立、无效或者撤销决议的案件,应当列公司为被告。对决议涉及的其他利害关系人,可以依法列为第三人。</p> <p>一审法庭辩论终结前,其他有原告资格的人以相同的诉讼请求申请参加前款规定诉讼的,可以列为共同原告。</p> <p>第四条 股东请求撤销股东会或者股东大会、董事会决议,符合公司法第二十二条第二款规定的,人民法院应当予以支持,但会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵,且对决议未产生实质影响的,人民法院不予支持。</p>	<p>最高人民法院「中華人民共和国公司法」の適用に関する若干問題の規定(四)</p> <p>「最高人民法院『中華人民共和国公司法』の適用に関する若干問題の規定」は2016年12月5日に最高人民法院審判委員會第1702次會議を通過し、ここに公布する。2017年9月1日より施行する。</p> <p>最高人民法院 2017年8月25日</p> <p>最高人民法院「中華人民共和国公司法」の適用に関する若干問題の規定(四) 法释〔2017〕16号</p> <p>「中華人民共和国公司法」を正確に適用し、人民法院の審判實踐を結合し、ここに会社の決議効力や、株主の知る権利、利潤分配権、優先購入権、及び株主代表訴訟などの案件に適用される法律問題について、以下の通り規定する。</p> <p>第一条 会社の株主、董事、監事等が株主会或いは株主總會、董事会の決議無効、あるいは不成立の確認を請求した場合、人民法院は法に則って受理しなければならない。</p> <p>第二条 会社法第二十二条第二項に基づいて、株主会あるいは株主總會、董事会決議の撤廃を請求する原告は、起訴時に会社の株主資格を有していなければならない。</p> <p>第三条 原告が株主会あるいは株主總會、董事会決議の不成立、無効、撤廃の確認を請求する案件では、会社を被告としなければならない。決議と関連するその他の利害関係者は法に則って、第三者とすることができる。</p> <p>一審法廷の弁論が終了する前に、その他原告資格を有する人が同一の訴訟請求で前項で規定する訴訟に参加することを申請する場合、共同原告とすることができる。</p> <p>第四条 株主が株主会あるいは株主總會、董事会決議の撤廃を請求する際、会社法第二十二条第二項の規定に合致する場合、人民法院は支持しなければならない。しかし、召集のプロセス、あるいは決議方法にわずかな瑕疵があっても、決議に実質的な影響を及ぼさない場合、人民法院は支持しない。</p>

第五条股东会或者股东大会、董事会决议存在下列情形之一，当事人主张决议不成立的，人民法院应当予以支持：

(一)公司未召开会议，但依据公司法第三十七条第二款或者公司章程规定可以不召开股东会或者股东大会而直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名、盖章的除外；

(二)会议未对决议事项进行表决的；

(三)出席会议的人数或者股东所持表决权不符合公司法或者公司章程规定的；

(四)会议的表决结果未达到公司法或者公司章程规定的通过比例的；

(五)导致决议不成立的其他情形。

第六条股东会或者股东大会、董事会决议被人民法院判决确认无效或者撤销的，公司依据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第七条股东依据公司法第三十三条、第九十七条或者公司章程的规定，起诉请求查阅或者复制公司特定文件材料的，人民法院应当依法予以受理。

公司有证据证明前款规定的原告在起诉时不具有公司股东资格的，人民法院应当驳回起诉，但原告有初步证据证明在持股期间其合法权益受到损害，请求依法查阅或者复制其持股期间的公司特定文件材料的除外。

第八条有限责任公司有证据证明股东存在下列情形之一的，人民法院应当认定股东有公司法第三十三条第二款规定的“不正当目的”：

(一)股东自营或者为他人经营与公司主营业务有实质性竞争关系业务的，但公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外；

(二)股东为了向他人通报有关信息查阅公司会计账簿，可能损害公司合法利益的；

(三)股东在向公司提出查阅请求之日前的三年内，曾通过查阅公司会计账簿，向他人通报有关信息损害公司合法利益的；

第五条 株主会あるいは株主総会、董事会の決議において、以下の状況であり、当事者が決議の不成立を主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

(一)会社が会議を開催しない場合。ただし、会社法の第三十七条第二項あるいは会社定款の規定により株主会あるいは株主総会を開催せず、直接決議ができる場合。株主全体が決議に署名捺印した場合は除く。

(二)会議が決議事項に対して決議を行っていない場合

(三)会議出席者の人数あるいは株主が保有している議決権が会社法あるいは会社定款の規定に合致していない場合

(四)会議の議決結果が会社法あるいは会社定款が規定する可決要件とされる比率を満たしていない場合

(五)決議不成立に至るその他の状況

第六条 株主会あるいは株主総会、董事会の決議が人民法院の判決によって無効あるいは取消と判断される場合、会社は当該決議に基づいて善意の第三者と形成する民事法律関係の影響を受けない。

第七条 株主が会社法の第三十三条、第九十七条、あるいは会社定款に基づいて、会社の特定の文書資料を閲覧あるいはコピーすることを請求する場合、人民法院は法に則って受理しなければならない。

会社は前項に規定する原告が起訴時に会社の株主資格を有していないことを証明できる場合、人民法院はその起訴を却下しなければならない。ただし、原告が株式を保有していた期間に、合法的な権益が損害されたことを証明でき、その持分保有期間中の会社の特定文書資料を閲覧、あるいはコピーする場合は除外する。

第八条 有限責任会社は株主が以下の状況であることを証明できる場合、人民法院は株主が会社法第三十三条第二項に規定される「不正目的」を有していると認定しなければならない

(一)株主自らあるいは他者のために、会社の主要業務と実質的な競争関係にある業務を經營する場合。ただし、会社定款に別途規定がある、あるいは株主全員が別途約定している場合は除外する

(二)株主が他人に通報するために、会社会計帳簿を閲覧し、会社の合法的な利益に損害を与える可能性がある場合

(三)株主が会社へ閲覧請求を提出した日から3年以内に、会社会計帳簿を閲覧し、第三者に関連情報を通報して、会社の合法的な利益に損害を与えている場合

<p>(四) 股东有不正当目的的其他情形。</p> <p>第九条 公司章程、股东之间的协议等实质性剥夺股东依据公司法第三十三条、第九十七条规定查阅或者复制公司文件材料的权利，公司以此为由拒绝股东查阅或者复制的，人民法院不予支持。</p> <p>第十条 人民法院审理股东请求查阅或者复制公司特定文件材料的案件，对原告诉讼请求予以支持的，应当在判决中明确查阅或者复制公司特定文件材料的时间、地点和特定文件材料的名录。</p> <p>股东依据人民法院生效判决查阅公司文件材料的，在该股东在场的情况下，可以由会计师、律师等依法或者依据执业行为规范负有保密义务的中介机构执业人员辅助进行。</p> <p>第十一条 股东行使知情权后泄露公司商业秘密导致公司合法利益受到损害，公司请求该股东赔偿相关损失的，人民法院应当予以支持。</p> <p>根据本规定第十条辅助股东查阅公司文件材料的会计师、律师等泄露公司商业秘密导致公司合法利益受到损害，公司请求其赔偿相关损失的，人民法院应当予以支持。</p> <p>第十二条 公司董事、高级管理人员等未依法履行职责，导致公司未依法制作或者保存公司法第三十三条、第九十七条规定的公司文件材料，给股东造成损失，股东依法请求负有相应责任的公司董事、高级管理人员承担民事赔偿责任的，人民法院应当予以支持。</p> <p>第十三条 股东请求公司分配利润案件，应当列公司为被告。</p> <p>一审法庭辩论终结前，其他股东基于同一分配方案请求分配利润并申请参加诉讼的，应当列为共同原告。</p> <p>第十四条 股东提交载明具体分配方案的股东会或者股东大会的有效决议，请求公司</p>	<p>(四) 株主が不正目的を有するその他状況</p> <p>第九条 会社定款、株主間の協議等により、会社法の第三十三条、第九十七条の規定に基づいて会社文書資料の閲覧、あるいは複写する権利を株主より剥奪し、会社がそれを根拠に株主の閲覧、あるいは複写を拒絶する場合、人民法院は支持しない。</p> <p>第十条 人民法院は株主が会社の特定文書資料の閲覧あるいは複写を請求する案件を審理する際、原告の訴訟請求を支持する場合は、判決において、会社特定文書資料の閲覧・複写を行う時間、場所、特定文書資料のリストを明確にしなければならない。</p> <p>株主が人民法院の有効判決に基づいて、会社の特定文書資料を閲覧する場合、当該株主が現場にいる状況において、会計士、弁護士等、法律や業務執行行為規範に則った秘密保持義務を負う仲介機構の人員による補助を受けることができる。</p> <p>第十一条 株主が知る権利を行使した後、会社の商業秘密を漏洩し、会社の合法的利益に損害を与え、会社が当該株主に対して損失の賠償を求めた場合、人民法院は支持しなければならない。</p> <p>本規定の第十条に基づき、株主が会社の文書資料を閲覧する補助を行う会計士、弁護士などが会社の商業秘密を漏洩し、会社の合法的利益に損害を与え、会社がその損失の賠償を求める場合、人民法院は支持しなければならない。</p> <p>第十二条 会社の董事、高級管理人員等が法に則って職責を履行せず、会社が法に則った、会社法第三十三条、第九十七条に規定される文書資料を作成していない、あるいは保存しておらず、株主に損失を与える場合、株主が法に則って、相応の責任を有する会社董事、高級管理人員に民事賠償責任を請求する場合、人民法院は支持しなければならない。</p> <p>第十三条 株主が会社の利益配当を請求する案件は、会社を被告とする。</p> <p>一審法廷の弁論が終わる前に、その他株主が同一の配当案に対する利益分割を請求し、訴訟への参加を申請する場合、共同原告とする。</p> <p>第十四条 株主が具体的な配当案が記載された株主会、あるいは株主総会の有効決議を提出し、会社に配当支払</p>
---	---

分配利润, 公司拒绝分配利润且其关于无法执行决议的抗辩理由不成立的, 人民法院应当判决公司按照决议载明的具体分配方案向股东分配利润。

第十五条 股东未提交载明具体分配方案的股东会或者股东大会决议, 请求公司分配利润的, 人民法院应当驳回其诉讼请求, 但违反法律规定滥用股东权利导致公司不分配利润, 给其他股东造成损失的除外。

第十六条 有限责任公司的自然人股东因继承发生变化时, 其他股东主张依据公司法第七十一条第三款规定行使优先购买权的, 人民法院不予支持, 但公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。

第十七条 有限责任公司的股东向股东以外的人转让股权, 应就其股权转让事项以书面或者其他能够确认收悉的合理方式通知其他股东征求同意。其他股东半数以上不同意转让, 不同意的股东不购买的, 人民法院应当认定视为同意转让。

经股东同意转让的股权, 其他股东主张转让股东应当向其以书面或者其他能够确认收悉的合理方式通知转让股权的同等条件的, 人民法院应当予以支持。

经股东同意转让的股权, 在同等条件下, 转让股东以外的其他股东主张优先购买的, 人民法院应当予以支持, 但转让股东依据本规定第二十条放弃转让的除外。

第十八条 人民法院在判断是否符合公司法第七十一条第三款及本规定所称的“同等条件”时, 应当考虑转让股权的数量、价格、支付方式及期限等因素。

第十九条 有限责任公司的股东主张优先购买转让股权的, 应当在收到通知后, 在公司章程规定的行使期间内提出购买请求。公

を申請し、会社が利益分配を拒絶し、かつ決議を執行できないことについての抗弁理由が成立しなければ、人民法院は会社が決議に記載された具体的な配当案に基づいて、株主に利益配当を行う判決をしなければならない。

第十五条 株主が具体的な配当案が記載された株主会、あるいは株主総会決議を提出しておらず、会社に利益配当を請求する場合、人民法院はその訴訟請求を却下しなければならない。ただし、法律規定に違反し、株主権利を濫用したことによって、会社が利益配当を行わず、その他の株主に損失を与えた場合を除く。

第十六条 有限責任会社の自然人株主に相続を原因とした変化が発生した際、その他の株主が会社法第七十一条第三項の規定に基づいて、優先購入権を行使する場合、人民法院は支持しない。ただし、公司定款において別途規定がある、あるいは株主全体で別途約定がある場合は除外する。

第十七条 有限責任会社の株主が株主以外の人に持分を譲渡する際、その持分譲渡事項を書面あるいはその他意思を確認できる合理的な方法で、その他株主の同意を徵求する。半数以上のその他株主が持分の譲渡に同意せず、同意しなかった株主が持分の買取をしない場合、人民法院は譲渡に同意したと見做す。

株主の同意を経て持分を譲渡する際、その他株主は譲渡側株主が書面あるいはその他の受取・承知の意思を確認できる合理的な方法で持分譲渡の同等条件を通知することを主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

株主の同意を経て持分を譲渡する際、同等の条件において、譲渡側株主以外のその他株主が優先購入権を主張する場合、人民法院は支持しなければならない。ただし、譲渡側株主が本規定の二十条に基づき譲渡を放棄した場合は除外する。

第十八条 人民法院は会社法第七十一条第三項及び本規定でいう「同等条件」に合致するか否かを判断する際、譲渡持分の数量や、価格、支払方式、及び期限等の要素を考慮しなければならない。

第十九条 有限責任会社の株主が譲渡持分の優先購入権を主張する場合、通知を受け取った後、会社定款に規定される行使期間内に買取請求を提出しなければならない

公司章程没有规定行使期间或者规定不明确的,以通知确定的期间为准,通知确定的期间短于三十日或者未明确行使期间的,行使期间为三十日。

第二十条有限责任公司的转让股东,在其他股东主张优先购买后又不同意转让股权的,对其他股东优先购买的主张,人民法院不予支持,但公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。其他股东主张转让股东赔偿其损失合理的,人民法院应当予以支持。

第二十一条有限责任公司的股东向股东以外的人转让股权,未就其股权转让事项征求其他股东意见,或者以欺诈、恶意串通等手段,损害其他股东优先购买权,其他股东主张按照同等条件购买该转让股权的,人民法院应当予以支持,但其他股东自知道或者应当知道行使优先购买权的同等条件之日起三十日内没有主张,或者自股权变更登记之日起超过一年的除外。

前款规定的其他股东仅提出确认股权转让合同及股权变动效力等请求,未同时主张按照同等条件购买转让股权的,人民法院不予支持,但其他股东非因自身原因导致无法行使优先购买权,请求损害赔偿的除外。

股东以外的股权受让人,因股东行使优先购买权而不能实现合同目的的,可以依法请求转让股东承担相应民事责任。

第二十二条通过拍卖向股东以外的人转让有限责任公司股权的,适用公司法第七十一条第二款、第三款或者第七十二条规定的“书面通知”“通知”“同等条件”时,根据相关法律、司法解释确定。

在依法设立的产权交易场所转让有限责任公司国有股权的,适用公司法第七十一条第二款、第三款或者第七十二条规定的“书面通知”“通知”“同等条件”时,可以参照产权交易场所的交易规则。

第二十三条监事会或者不设监事会的有限责任公司的监事依据公司法第一百五十一

い。会社定款に行使期間が規定されていない場合、あるいは明確にされていない場合、通知確定の期間を参照する。通知で確定している期間が30日より短い、あるいは行使期間が明確にされていない場合、行使期間を30日とする。

第二十条 有限責任会社の譲渡株主はその他の株主が優先購入権を主張した後、持分の譲渡に同意しない場合、その他株主の優先購入の主張に対して、人民法院は支持しない。ただし、会社定款に別途規定がある、あるいは株主全体で別途約定がある場合は除外する。その他株主が譲渡側株主に要求する賠償が合理的である場合、人民法院は支持しなければならない。

第二十一条 有限責任会社の株主が株主以外の人に持分を譲渡する場合、その持分譲渡事項についてその他株主の意見を徴収しない、あるいは詐欺、悪意のある結託などの方法によって、その他株主の優先購入権を侵害し、その他株主が同等条件に基づいた当該持分の買取を主張する場合、人民法院は支持しなければならない。ただし、その他株主が情報を取得した時、あるいは優先購入権の同等条件を知るべき時から30日以内に主張しない、あるいは持分変更登記をしてから1年を超える場合を除外する。

前項で規定されるその他株主が持分譲渡契約、および持分変動の効力を確認する請求を提出し、同等条件の譲渡持分の購入を主張しない場合、人民法院は支持しない。ただし、その他株主が自らの原因ではなく、優先購入権を行使できず、損害賠償を請求する場合を除外する。

株主以外の持分譲渡人が株主による優先購入権の行使により契約の目的を実現できない場合、法に則って譲渡株主に相応の民事責任を引受けさせることができる。

第二十二条 競売を通じて株主以外の人に有限責任会社の持分を譲渡する場合、「会社法」第七十一条第二項、第三項、あるいは第七十二条に規定される「书面通知」「通知」「同等条件」を適用する際、関連法律、司法解释に基づいて確定する。

法に則って設立された産権取引場において有限責任会社の国有企業持分を譲渡する場合、「会社法」第七十一条第二項、第三項あるいは第七十二条より規定される「书面通知」「通知」「同等条件」を適用する際、産権取引場の取引規則を参照できる。

第二十三条 监事会あるいは監事会が設定されていない有限責任会社の監事が「会社法」の第一百五十一条第一項

条第一款规定对董事、高级管理人员提起诉讼的，应当列公司为原告，依法由监事会主席或者不设监事会的有限责任公司的监事代表公司进行诉讼。

董事会或者不设董事会的有限责任公司的执行董事依据公司法第一百五十一条第一款规定对监事提起诉讼的，或者依据公司法第一百五十一条第三款规定对他人提起诉讼的，应当列公司为原告，依法由董事长或者执行董事代表公司进行诉讼。

第二十四条符合公司法第一百五十一条第一款规定条件的股东，依据公司法第一百五十一条第二款、第三款规定，直接对董事、监事、高级管理人员或者他人提起诉讼的，应当列公司为第三人参加诉讼。

一审法庭辩论终结前，符合公司法第一百五十一条第一款规定条件的其他股东，以相同的诉讼请求申请参加诉讼的，应当列为共同原告。

第二十五条股东依据公司法第一百五十一条第二款、第三款规定直接提起诉讼的案件，胜诉利益归属于公司。股东请求被告直接向其承担民事责任的，人民法院不予支持。

第二十六条股东依据公司法第一百五十一条第二款、第三款规定直接提起诉讼的案件，其诉讼请求部分或者全部得到人民法院支持的，公司应当承担股东因参加诉讼支付的合理费用。

第二十七条本规定自2017年9月1日起施行。

本规定施行后尚未终审的案件，适用本规定；本规定施行前已经终审的案件，或者适用审判监督程序再审的案件，不适用本规定。

最高人民法院办公厅秘书一处
2017年8月25日印发

の規定に基づいて董事、高級管理人員を起訴する場合、会社を原告とし、法に則って监事会主席あるいは監事会が設定されていない有限責任会社の監事が会社を代表して訴訟を行う。

董事会あるいは董事会が設定されていない有限責任会社の執行董事が「会社法」の第一百五十一条第一項の規定に基づいて監事に対し訴訟を提起する場合、あるいは「会社法」の第一百五十一条第三項の規定に基づいて、他人に対し訴訟を提起する場合、会社を原告とし、法に則って董事長あるいは執行董事が会社を代表して訴訟を行う。

第二十四条 「会社法」の第一百五十一条第一項に規定する条件に合致する株主が、「会社法」の第一百五十一条第二項、第三項の規定に基づいて、董事、監事、高級管理人員あるいは他人に対して直接訴訟を提起する場合、会社を第三者として訴訟に参加しなければならない。

一審法廷の弁論が終了する前に、「会社法」第一百五十一条第一項の規定する条件に合致するその他株主が、同一の訴訟請求申請で訴訟への参加を申請する場合、共同原告としなければならない。

第二十五条 株主が「会社法」第一百五十一条第二項、第三項の規定に基づいて直接訴訟を提起する案件では、勝訴利益は会社に帰属する。株主が被告に直接民事責任を引き受けさせることを申請する場合、人民法院は支持しない。

第二十六条 株主が「会社法」の第一百五十一条第二項、第三項の規定に基づいて直接の訴訟を提起する案件では、その訴訟請求の一部、あるいはすべてが人民法院より支持される場合、会社は株主が訴訟参加により支払った合理的な費用を引き受けなければならない。

第二十七条 本規定は2017年9月1日より施行する。

本規定施行後、終審していない案件には、本規定を適用する。本規定が施行前に終審した案件、あるいは審判監督フローで再審が行われる案件に対しては、本規定を適用しない。

最高人民法院办公厅秘书一处
2017年8月25日公布

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室